

改正

平成18年 3 月31日規則第31号

岩倉峡公園キャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩倉峡公園キャンプ場条例（平成16年伊賀市条例第213号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、キャンプ場の使用許可を受けようとする者は、指定管理者が定める岩倉峡公園キャンプ場使用許可申請書（以下「申請書」という。）により申請しなければならない。この場合において、教育キャンプ実施運営要綱（平成16年伊賀市教育委員会告示第 7 号）に基づき使用する場合は、伊賀市教育委員会が認定した教育キャンプ実施計画書を添付しなければならない。

- 2 前項の申請書は、キャンプ場を使用しようとする日の60日前から 5 日前までの間受け付ける。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間以外においても受付できるものとする。
 - (1) 伊賀市が主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他指定管理者と市長が協議して、その必要性を市長が認めるとき。
- 4 第 1 項に規定する申請書の受付は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。
- 5 キャンプ場開設期間中に限り、前項の規定にかかわらず、キャンプ場管理棟において午前 9 時から午後 5 時までの間に申請することができる。
- 6 使用許可の申請時に団体個人にかかわらず、一組が利用する 1 日につき金500円を申込金として利用料金の一部を納付するものとする。利用料金の納付時に申込金を精算するものとする。
- 7 前 3 項において、指定管理者が必要と認めるときは変更することができることとする。

(使用許可の順序)

第 3 条 使用許可は、申請の順序とする。

(許可書の交付)

第 4 条 指定管理者は、使用許可の申請について適当と認めたときは、その使用の許可を決定し、

速やかに指定管理者が定める岩倉峡公園キャンプ場使用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

- 2 キャンプ場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の許可書を使用の際に係員に提示し、指示を受けなければならない。

（利用料金の納付）

第5条 利用料金は、指定管理者が定めるときまでに納付するものとする。

- 2 官公署が使用する場合又は指定管理者が認めたときは、第1項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

（利用料金の減免）

第6条 条例第7条に基づき利用料金を減額し、又は免除できるものは、教育キャンプ実施運営要綱に基づき使用する場合とする。

- 2 その他指定管理者と市長が協議して、その必要性を市長が認めるとき。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、キャンプ場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 建造物、樹木その他施設又は貸付用具（以下「施設」という。）を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけること。
- （3） 指定の場所以外の場所にごみ、吸いがらその他の汚物又は廃物を捨てること。
- （4） 指定管理者の許可を受けないで物品の販売又は貸付その他営利行為をすること。
- （5） その他衛生、風紀、保安又はキャンプ場の管理上支障となる行為をすること。

（施設等の損傷の届出）

第8条 使用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を明らかにし、指定管理者に届け出なければならない。

（使用後の届出及び点検）

第9条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに係員に届け出て、点検を受けなければならない。

（管理上の注意）

第10条 指定管理者は、円滑な管理に万全を期するとともに、常に現状を明らかにするため、必要な帳簿を備え、会計年度終了後、30日以内に市長に事業の報告をしなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上に事故が生じたときは、直ちに市長に報告し、その対策について指示を

受けなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成18年 3 月31日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。